

長浜市の下水道受益者負担の あり方について

公共下水道事業受益者負担金
農業集落排水施設加入負担金

長浜市 下水道事業部

公共下水道事業受益者負担金

都市計画法の規定に基づき、知事認可を受けて施行する下水道事業の整備に充てる財源

知事の認可事業・・・

公共下水道事業計画

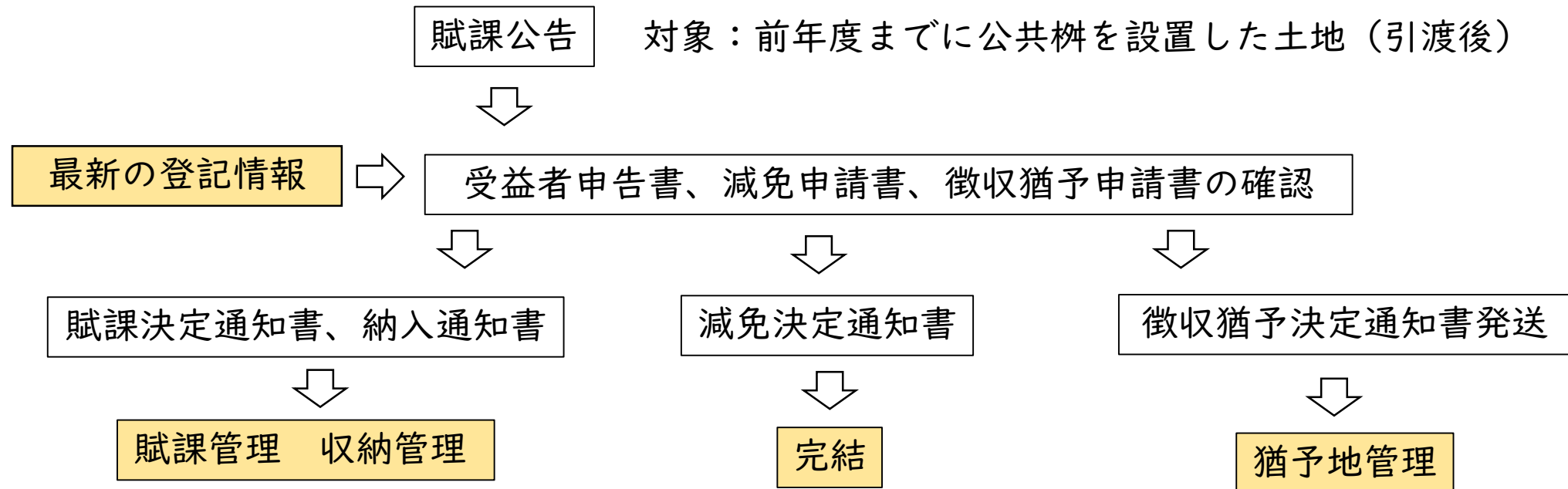
	これまでの計画		現行計画		受益者負担金賦課対象の土地
長浜	S58～	下水道 の整備 本管・枿 面整備	H28～ 下水道 ビジョン の推進	農業集落 排水地区 の追加 接続幹線 整備	<u>本管整備により公共枿が設置できる状態</u> 宅地は賦課済・農地は徴収猶予管理 概成後の賦課事案 開発農地への枿設置に伴う猶予解除
びわ	S63～				
虎姫	H1～				
浅井	H1～				
湖北	H2～				
高月	H2～				
木之本	H3～				

※下水道の概成により、受益者負担金を充てる計画事業は完了

制度運用上の課題（猶予地管理）

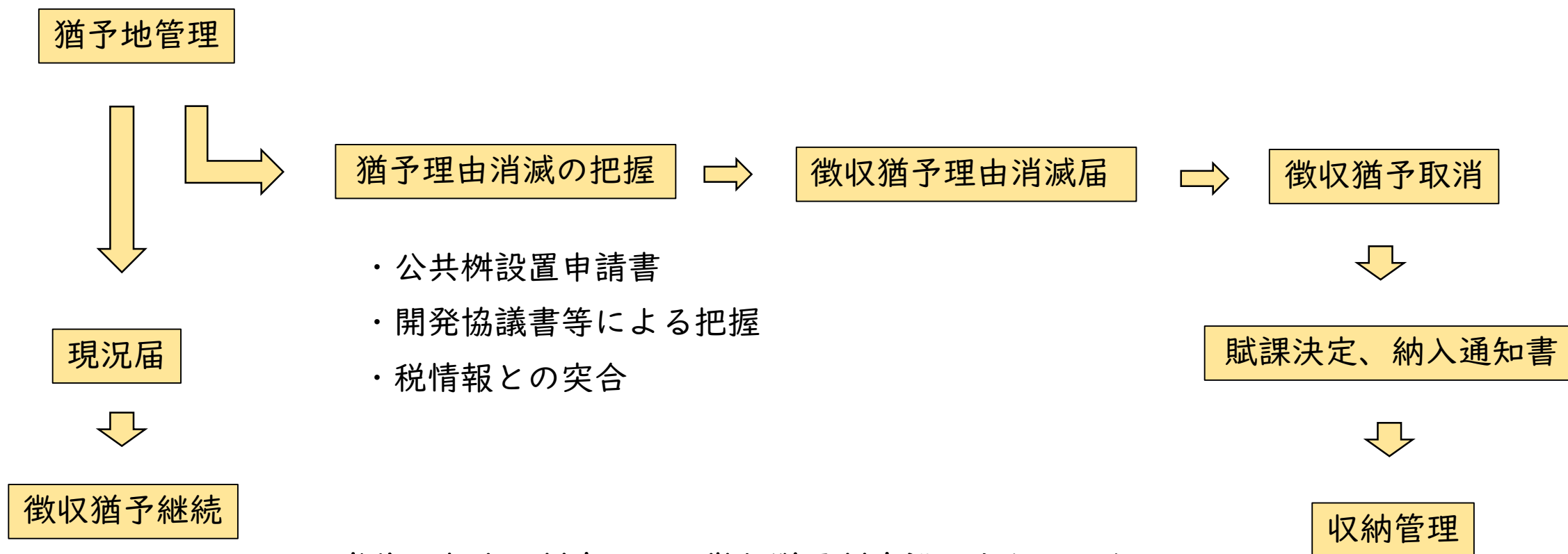
- ① 賦課対象の土地は本管が敷設された公道に面した画地で、農地には徴収猶予制度がある
- ② 徴収猶予を申請している農地と、猶予を申請せず賦課済となっている農地がある
- ③ 許可を伴わない開発行為があり、転用の把握等賦課漏れのリスクがある
- ④ 都市計画の用途により、将来においても下水道の受益が顕在化しない農地管理が残る

賦課の流れ



徴収猶予制度

土地の現況によっては、下水道管が布設される時点では利益を受けない場合があり、また様々な理由で負担金を徴収することが適当ではない場合もあるため、条例により負担金の徴収を猶予する制度が設けられている。



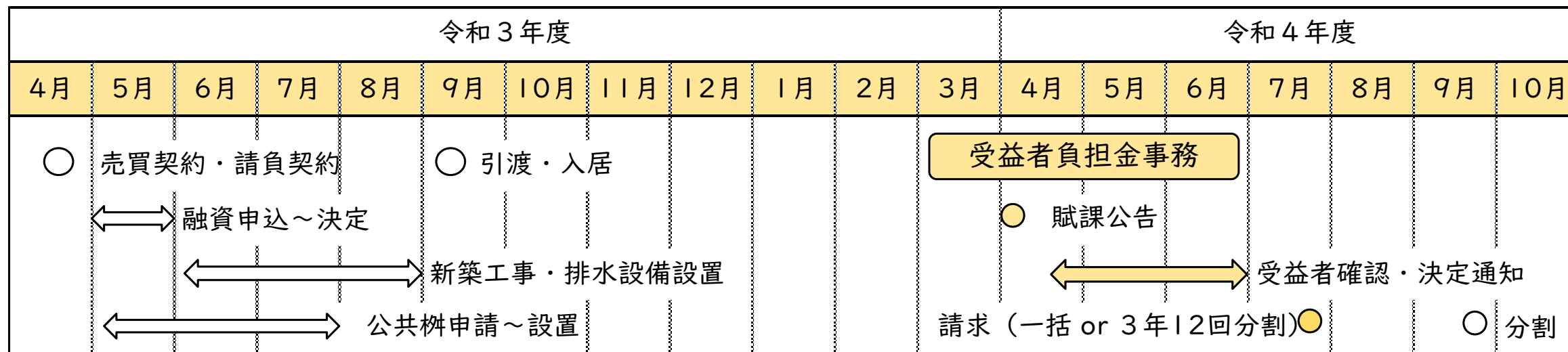
※浅井、湖北の制度には、徴収猶予制度設けられていない

住宅融資に対する現行制度の課題

土地・建物を取得する場合

銀行が融資を実行する際は、一旦、施工主の口座に入金されますが、同時に業者への支払い手続きが進められるため、融資対象となった場合の受益者負担金は、業者に支払われた代金から精算されることになります。

受益者負担金は、土地の所有者に対し賦課されるものであり、登記名義が変更されない状態で受益者は特定できず、また、賦課公告を経てその額を決定するため、事務処理は年度をまたぎ、公共枿の申込みから1年以上後の請求となっていることが組み込みにくい課題となっています。



下水道受益者負担のあり方について（提案）

制度見直しの必要性

- ① 合併後10年が経過し、長浜市の取り組む行政改革として事務事業の質を見直す必要がある
- ② 維持管理にシフトとした経営状況において、投資費用に対し適正な負担を求める必要がある
- ③ 制度創設の背景を検証し、概成後の下水道経営に即したものに制度化する必要がある
- ④ 移住定住を促進し、市内どの地域の居住であっても負担の公平性を確保する必要がある
- ⑤ 新たに下水道を利用する方に、わかりやすい仕組みに改める必要がある

見直しの必要性に対する意見の集約

- ① 建設の時代から維持管理の時代にシフトして10年が経過していることから、公平性の観点から受益者負担金のあり方を見直すことについては、非常に賛同している。
- ② 今後の受益者の負担を単純にする見直し、見直しによって職員の事務の削減につながるこれからの働き方改革の中で大事なことであり賛同する。
- ③ 県下では初めての見直しで画期的な話になる。挑戦することはいいことだと思う。

下水道受益者負担のあり方について（提案）

具体的な制度見直しの提案

- ① 下水道の整備が完了し、今後は利用者負担という概念で制度の見直しを図る
- ② 土地に係る受益者負担の算定を、公共枿の設置に要する工事負担金に変更する
- ③ 工事負担金は、公共枿の設置申請に基づき市で施工する枿の設置に対し徴収する
- ④ 枿の設置には統一した基準があり、標準的な工事費を算定し工事負担金を統一する
- ⑤ 受益者負担金徴収済の土地に公共枿設置申請があった場合、工事負担金は求めない
- ⑥ 徴収猶予の農地等はその決定を取り消し、枿の設置が必要となった時点で負担を求める
- ⑦ 農業集落排水施設加入負担金を廃止し、枿の設置には公共下水道と整合を図る

具体的な見直しに対する意見の集約

- ① 受益者負担金を定額の工事負担金にするという提案であるが、定額にするということに対しては、しっかりとした理屈で説明する必要がある。
- ② 加入金という形で整理できないか。水道事業は加入金としているので、水道と統一するほうがわかりやすいと思う。
- ③ 定額という説明があったが、実際は工事に応じて費用は変わってくる。定額とするのは難しいのではないか。
- ④ 世帯によって本管からの距離が違うと思うが、工事負担金は定額でいいのか。
- ⑤ 公共柵の設置費用だけ工事負担金とし、本管からの取付管は市の設置負担にすれば、一律の負担の考えにならないか。
- ⑥ これまでの受益者負担金から定額工事負担金にすると、実質かなりの値上がりになる。市民に丁寧に説明する必要がある。
- ⑦ 定額負担となると、大規模な工場を誘致した場合の整理が必要となる。

下水道受益者負担のあり方について（提案）

提案します受益者負担のあり方は、新たに下水道サービスを受ける特定の利用者に対して、費用負担の見直しを行うものです。

下水道が全域に整備され、供用区域の負担金処理も完了し、現在は、土地利用が見直されるまでの農地を猶予地として管理している状況です。

下水道経営は維持管理に移り、その経費は使用水量に応じた使用者負担で賄われていることを考慮すると、整備推進のために創設された負担金制度を見直し、公共枿が必要となった時点で申請者負担とする提案は、前回の審議会でご了解いただいたところです。

ただし、公平性の観点から、実費負担がいいのか、一律負担とするのか、一律とする場合は負担の範囲を整理する必要があるなどのご意見を頂戴しました。

負担金の対象とする公共枿の設置費用は、本管の埋設状況や道路の構造、幅員等によって異なることから、標準的な工事費用を算定して公平性を確保し、その上で、いくつかの条件を設定し、個人の負担感にも配慮する検討を行いました。

下水道受益者負担のあり方について（提案）

意見を踏まえた負担の検討

新たな利用者の負担

工事負担金

- ① 申請ごとに精算した実費負担とする
- ② 標準的な工事費用で負担を統一する
- ③ 道路維持費を除いた費用で統一する
- ④ 民地側のみを対象にした負担とする
- ⑤ 現場条件で区分した負担を設ける

加入負担金

- ⑥ 水道加入金を参考に口径別負担とする

受益者負担金

- ⑦ 開発可能な猶予地を対象として、設置費用を面積で算出する（参考）

工事負担金

単位：1 桧当たり

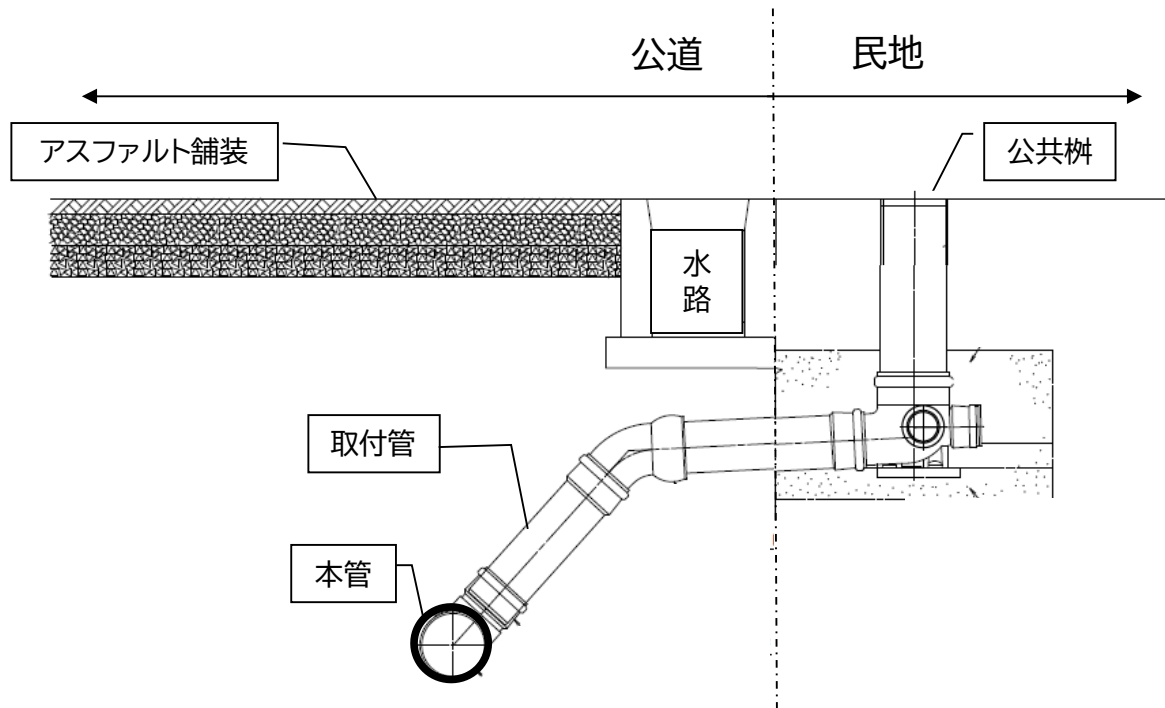
① 工事費用を精査し、費用相当分を工事負担金とする

条件設定・・・

1 桧単位に費用精算

課題・・・

申請ごとの工事精算で、年間150件程度の負担金事務が発生する
設置承諾時に負担金額の通知ができないため、融資に対応できない



工事負担金

単位：１桧当たり

②標準的工事費を算出して負担金を統一する

条件設定・・・

本管の埋設状況や周辺の道路構造物により工事費用が多寡となるため、一律の現場条件を設定する
負担金の対象は、本管からの取付管（3.0m）、埋設深（1.2m）、公共桧の設置とする

工事負担金の額	240,900円
---------	----------

※特別な設備を必要とする場合は、工事費用相当額を工事負担金とする

課題・・・

現場条件においては、設定した負担金よりも、高額となる場合がある

③標準的工事費に再投資分を考慮した条件整理を行い、負担金を統一する

条件設定・・・

本管が未舗装の里道に埋設されている場合や１年後に舗装本復旧を実施することから、舗装仮復旧工事を除いた工事費用を対象とする

工事負担金の額	184,800円
---------	----------

課題・・・

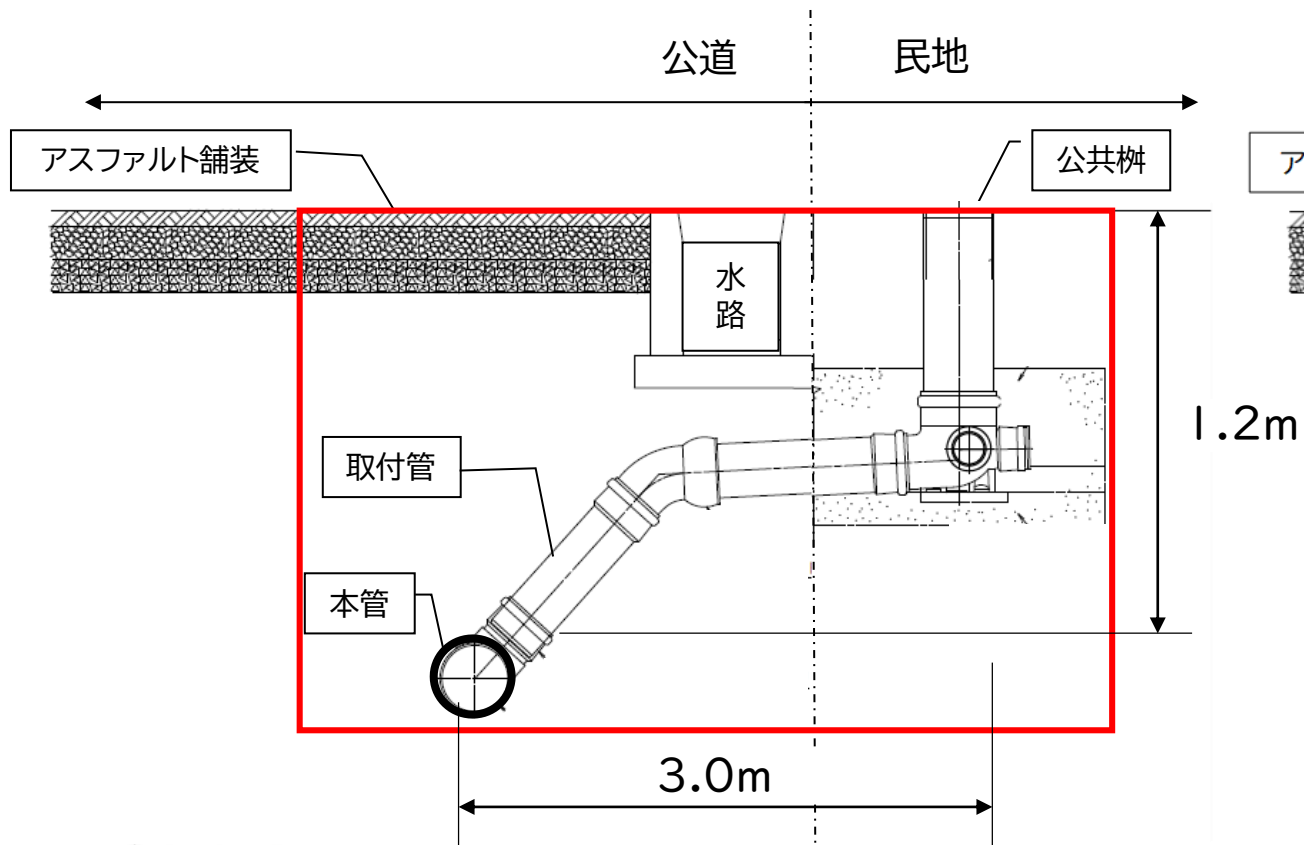
道路管理に係る費用を除いた必要な整備負担とするため、舗装財源の確保が必要となる

工事負担金

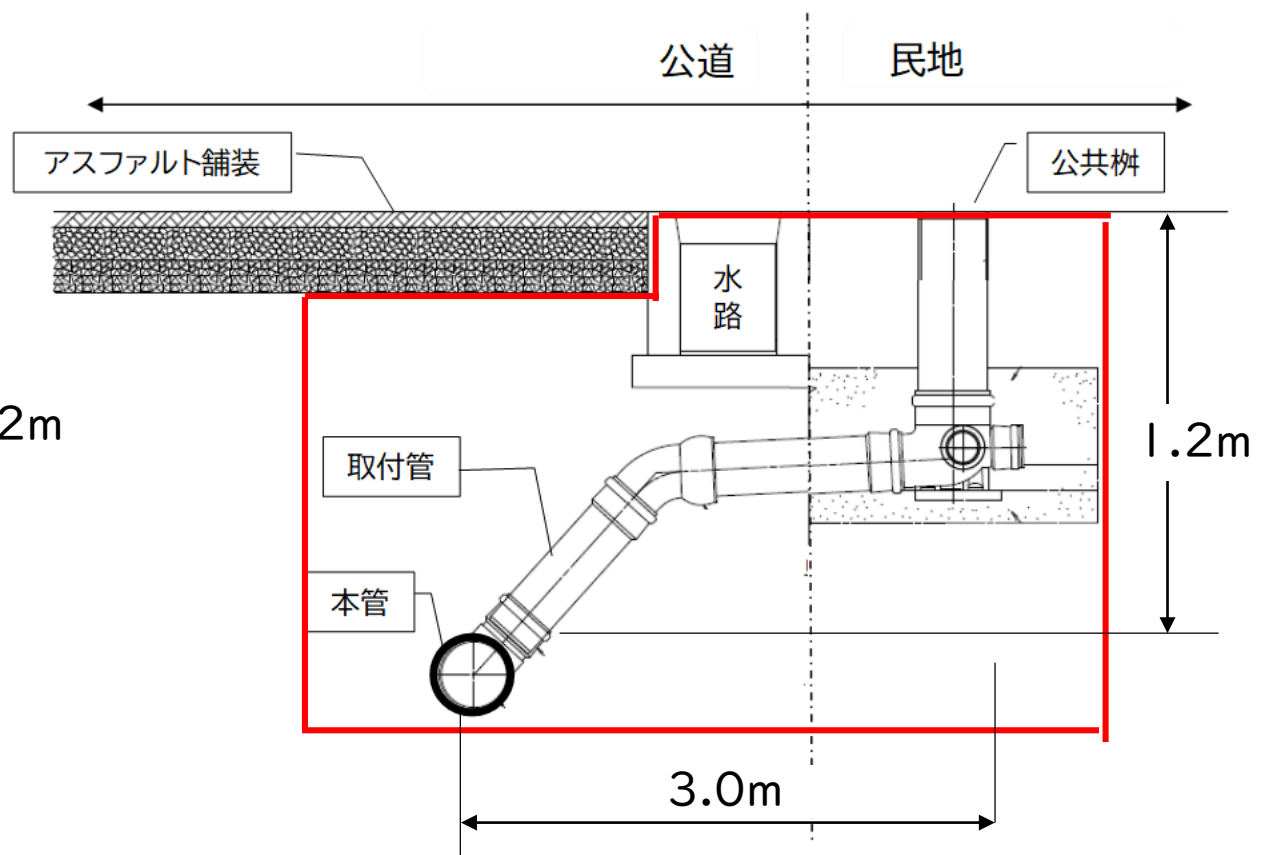
単位：1 桧当たり

工事負担金を対象とする範囲

②の場合



③の場合



工事負担金

単位：1 桧当たり

④公道境界線から民地側に係る取付管、公共桧設置費用に対し、負担金を統一する

条件設定・・・

公道内の取付管を市の負担として、一律の現場条件を設定する

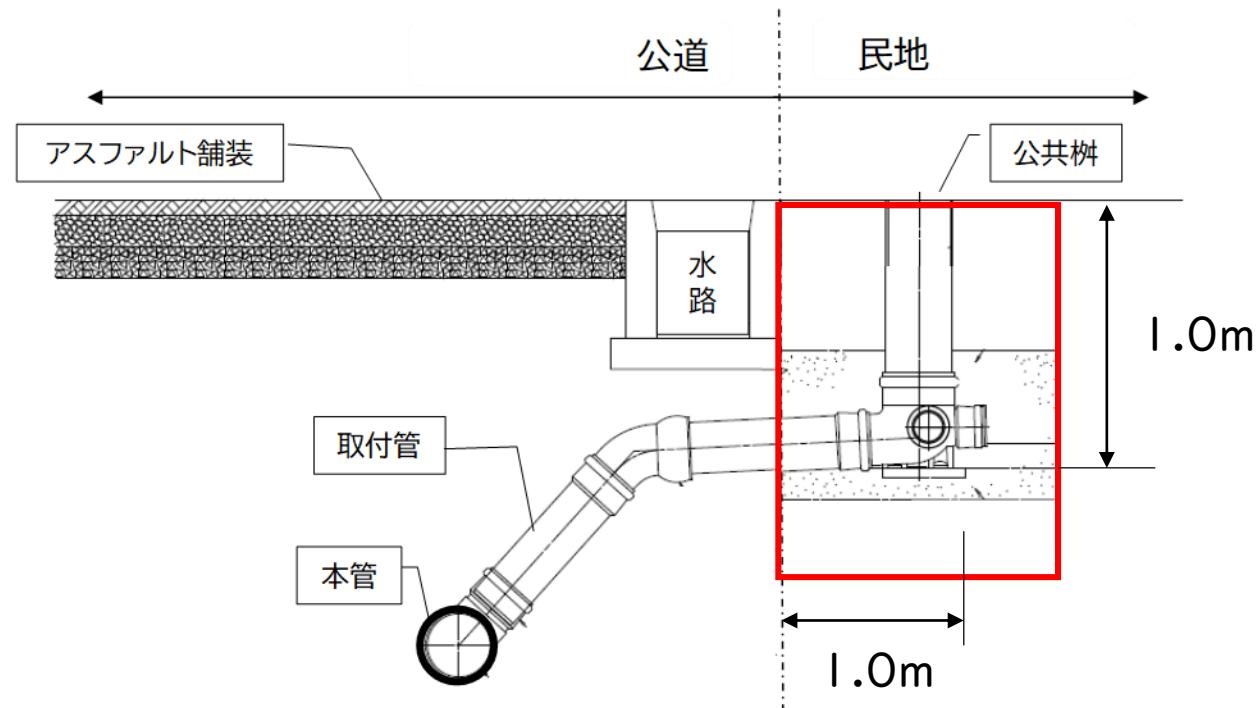
公共桧の設置要綱に定める境界線から1mの位置に設置する公共ます等の工事費用を対象とする

負担金の対象は、取付管（1.0m）、公共桧の設置とする

工事負担金の額

73,700円

課題・・・設置に係る費用の約2/3が、収支不足となる



工事負担金

単位：1 桝当たり

⑤現場の状況に応じ、取付管の延長、埋設深で区分した負担金額を設定する

条件設定・・・

本管の埋設状況や周辺の道路構造物により工事費用が異なるため、取付管の延長を3区分、土被り(矢板の有無)を2区分に分け、6通りの工事負担金を設定する

	取付管	土被り	矢板	②の条件【舗装有】 工事負担金の額	③の条件【舗装無】 工事負担金の額
1	～3.0m (2.0m)	～1.5m (1.2m)	無	164,100円	155,100円
2	～3.0m (2.0m)	1.5m～ (1.5m)	有	202,600円	193,600円
3	～5.0m (4.0m)	～1.5m (1.2m)	無	238,300円	211,200円
4	～5.0m (4.0m)	1.5m～ (1.5m)	有	306,500円	279,400円
5	5.0m～ (6.0m)	～1.5m (1.2m)	無	281,700円	236,500円
6	5.0m～ (6.0m)	1.5m～ (1.5m)	有	376,300円	331,100円

※特別な設備を必要とする場合は、工事費用相当額を工事負担金とする

課題・・・

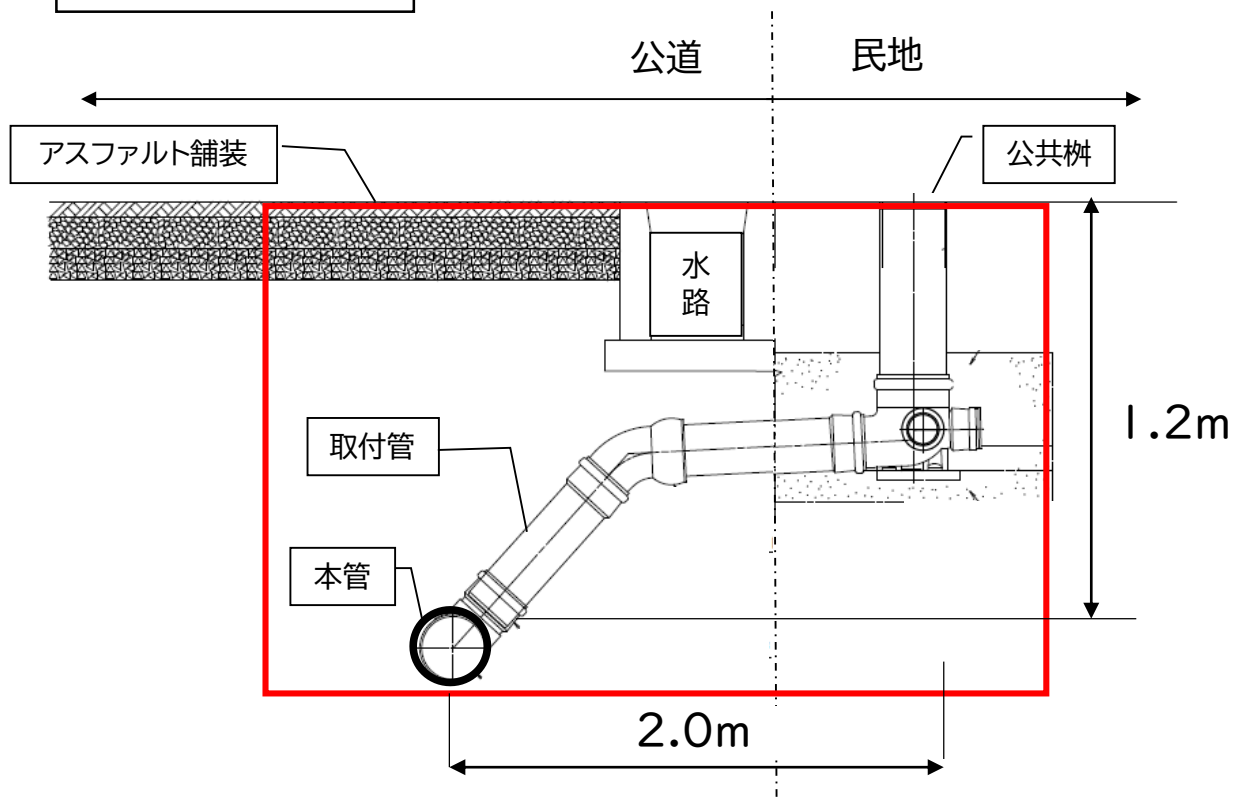
現場に変更が生じた場合、負担金の変更が伴う

工事負担金

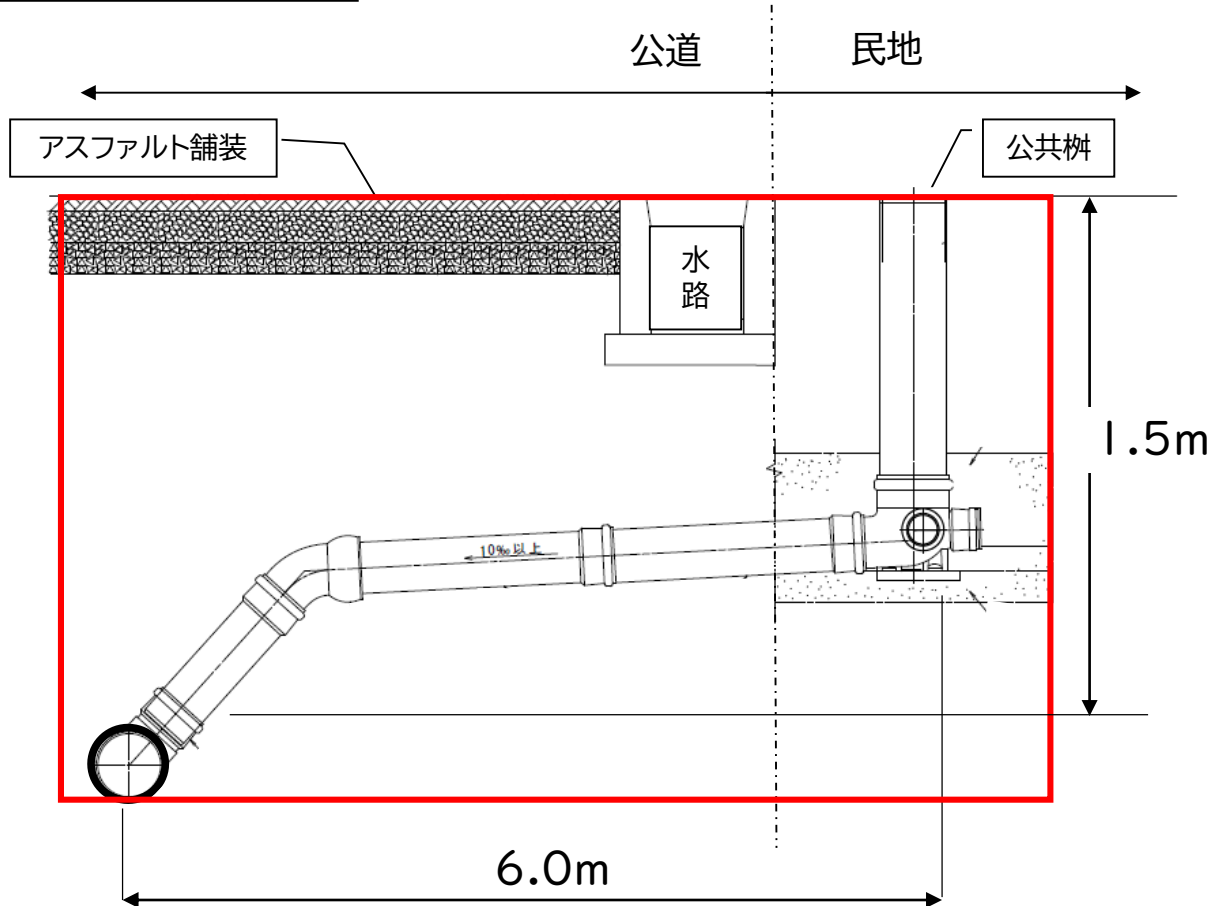
単位：1 桧当たり

工事負担金を対象とする範囲

⑤－１の場合



⑤－６の場合



⑥水道加入金を参考に水道口径別で設定する

条件設定・・・

一般家庭用の１３mm・２０mmに標準的工事費用負担金を適用し、口径流量に応じて算出する
 地下水利用の一般家庭は、２０mmを採用 事業所等は排水流量や宅内排水管口径を勘案する

水道口径	水道加入金	下水道加入負担金	流量比
１３mm	７９,８６０円	１８４,８００円	１.０
２０mm	１６９,４００円	１８４,８００円	２.５
２５mm	２６６,２００円	２９５,０００円	４.０
３０mm	５３２,４００円	４４３,０００円	６.０
５０mm	１,４５２,０００円	１,３３０,０００円	１８.０
７５mm	３,２６７,０００円	３,１０４,０００円	４２.０
１００mm	５,８０８,０００円	５,６９１,０００円	７７.０
１５０mm	企業長が定める	１３,３０５,０００円	１８０.０

課題・・・

大口径の利用には、下水に排水しない流量等の減算処理をしており、契約口径を用いることに課題がある
 地下水利用の口径決定に明確な根拠がなく、水道以上に下水に排水しない水利用があり流量決定が困難

受益者負担金

単位：1 m²当たり

⑦受益者負担金制度を継続し、負担区単価を面積で統一する場合

条件設定・・・

徴収猶予決定している土地（浅井・湖北除く）が開発され、7割の土地利用があると仮定して、平均区画の170m²で除して柵の設置可能件数を割り出し、1柵当りの整備費用（184,800円）を乗じて事業費を算出した場合の1m²当たりの負担金を算出する

徴収猶予地面積	3,694,153m ²
造成敷地面積	170m ²
公共柵設置件数	15,211件
公共柵設置事業費	2,800,000千円
1m ² 当たり負担金	758円/m ²

	区分	面積
下水道 事業計画	処理区域	4,508.2ha
	整備済	3,592.3ha
受益者 負担金	賦課済	3,508.9ha
	徴収済	3,139.5ha
	猶予地	369.4ha

平成30年度末

参考・・・

上記の条件で事業費算定して単位面積単価を試算した場合、現行の負担金水準を大幅に上回る